

## 国際日本文化研究センターインスティテューショナル・リサーチ室設置要項

〔平成28年3月3日 所長裁定  
平成30年2月8日 最終改正〕

### (設置)

第1条 この要項は、人間文化研究機構組織規程第23条第6項及び国際日本文化研究センター組織運営規則第8条に基づき、所長の下に置く国際日本文化研究センターインスティテューショナル・リサーチ室（以下「IR室」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 IR室は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の研究、教育等に関する活動についての情報を収集・分析し、組織運営の改善に係る企画・立案及び意思決定を支援することを目的とする。

### (業務)

第3条 IR室は、次の各号に掲げるセンターの有する情報及び関係する外部情報の収集・分析を行う。

- (1) センターの組織運営の基礎となる情報
- (2) センターの企画・立案に必要な情報
- (3) センターの評価に必要な情報
- (4) センターの研究、教育及び社会貢献等の向上に必要な情報
- (5) センターの情報発信に必要な情報

2 IR室は、前項に定める業務に必要な分析手法及び統計方法等の調査研究を行う。

3 IR室は、前2項に定める業務のほか、インスティテューショナル・リサーチの推進に必要な業務を行う。

### (組織)

第4条 IR室は、次の各号に掲げる者（以下「室員」という。）をもって組織する。

- (1) 助教 1名
- (2) 契約職員 1名
- (3) 所長が指名する研究教育職員 若干名
- (4) 室長が指名する事務職員 若干名

2 室長は、前項第3号に掲げる者の中から所長が指名する者をもって充てる。

### (任期)

第5条 前条第1項第3号及び第4号の掲げる者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長又は室長の任期の終期を超えることはできない。

### (IR室会議)

第6条 第3条に掲げる業務を円滑に行うため、IR室会議を置く。

2 IR室会議は、室長及び室員で構成する。

3 室長は、IR室会議を招集し、その議長となる。

4 議長に支障があるときは、あらかじめ議長の指名する室員が代行する。

### (事務)

第7条 IR室の事務は、管理部総務課が各課の協力を得て行う。

### (雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、IR室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年2月8日から施行する。